

令和 7 年度 五島市中学生国内体験学習事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7年 4月 1日

五島市青少年健全育成連絡協議会

令和7年度五島市中学生国内体験学習事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は中学生が自らの将来に夢やあこがれを抱き、志の実現に向け努力する態度や望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識・技能を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するために、五島市中学生国内体験学習事業業務の発注にあたり公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、各提案事業者の企画提案を広く募集し、業務遂行に関する知見、能力、技術、経験等を見極め本業務に最も適した委託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 名称 五島市中学生国内体験学習事業業務
- (2) 内容 五島市中学生国内体験事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 期間 契約締結日から旅程終了日まで
- (4) 予算 3,200千円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む）

※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり契約金額ではない。また、予定価格について、本委託料上限額の範囲内で別途設定する。

- (5) 実施場所 東京都を想定

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）

イ 次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ア) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

(イ) 申込日前3月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合に限る。）

(ウ) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

- a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）
- b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）
- c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合に限る。）
- d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

- (エ)その他参加資格を確認するにあたって必要となる書類
- (2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。)の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)第3条に規定する排除措置を受けていない者

5 スケジュール

(公募型プロポーザル実施に係る日程と内容)

日	内 容
令和 7年 4月 2日(水)	市ホームページへの掲載・公募開始
令和 7年 4月11日(金)	参加表明書等 受付期限(午後5時必着)
令和 7年 4月 2日(水)～ 4月11日(金)	質疑の受付(正午締切)
令和 7年 4月14日(月)	質疑への回答
令和 7年 4月18日(金)	企画提案書等の提出期限(午後5時必着)
令和 7年 4月23日(水)	プレゼンテーションの実施
令和 7年 4月25日(金)	審査結果の通知

6 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり書類を提出するものとする。

参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡する。

期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなす。

(1)提出期限 令和 7年 4月 11日(金)午後 5時必着

(2)提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 参加資格有無の報告(誓約書 様式3)

ウ 類似業務の実績を示す書類(契約書及び仕様書等の写し等)(様式5)

(3)提出方法 持参または郵送

7 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとする。

(1)提出方法

質問書(様式4)を電子メールにより事務局に提出する。

電話及び直接来庁による質問には応じない。

メールアドレス:okamura-a@city.goto.lg.jp

(2)受付期間 令和 7年 4月 11日(金)正午まで

(3)回答方法

令和7年4月14日(月)までに、参加される全ての事業者に電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出するものとする。

(1)提出期限 令和 7年 4月 18日(金)午後 5時必着

(2)提出書類

ア 企画提案書(様式2)

本事業の趣旨やスケジュール(案)を踏まえ、事業者提案における考え方やPRポイントを簡潔明瞭にまとめ、仕様書の業務概要の項目に関して、それぞれ具体的な提案を作成する。

イ 提案内容に即した仕様書及び見積書(積算内訳を含む)

ウ 参考資料

(ア)実施体制(様式不問)

本業務の実施体制(スタッフ、技術者等)がわかる書類

(イ)業務工程表(様式不問)

本業務の全体スケジュールや個別作業スケジュール

(ウ)会社概要(様式不問)

既存のパンフレットや案内書等で可

(3)提出部数 提出部数 6部

(4)提出方法 持参または郵送

9 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

(1)選定委員会の設置

企画提案書に係る提案内容の審査、事業者の選定は、「五島市中学生国内体験学習事業業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が行う。

(2)企画提案のプレゼンテーション

事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを下記のとおり開催し、事業者からヒアリングを行う。

ア 開催日/場所 令和 7年 4月 23日(水)/五島市役所

※ 時間場所等の詳細は、参加事業者決定後、後日通知する。

イ 時 間 30分程度/社

企画提案書等の趣旨説明(20分程度)、質疑応答(10分程度)

ウ 出席者の条件

本事業を携わる主な担当者を含むこと。

エ 実施方法

プレゼンテーションは紙面のほか、ビジュアル機材やパソコン等も可とし、その場合はパソコンとデータ等を持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

また、状況に応じて、オンラインシステムでの参加についても認める場合がある。

(3) 選定方法

各事業者の企画提案に基づき、選定委員会が公平に審査した上で、最優秀企画提案者（業務委託契約締結予定事業者）を選定する。

審査基準及び評価点数は次のとおりとし、最低基準点は60点とする。

（審査基準および評価点数）

審査項目	審査基準	評価点数
企画提案書	・中学生のキャリア教育に繋がる研修地プログラムの提案 大学生との交流、企業訪問、観光など。 ・その他の提案	50 点
実施体制	・業務の体制、取組姿勢	5 点
スケジュール	・全体工程及び個別作業工程	5 点
業務経歴	・過去の実績内容等	10 点
プレゼン能力	・担当者の説明能力・技術、熱意等	10 点
見積書	・見積額及び積算内訳の妥当性	20 点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知する。選定に関する異議等は一切受け付けないものとする。

10 業務委託契約

契約は、最優秀企画提案者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に準じ、業務委託契約を締結する。なお仕様及び契約条件等については提案内容を基に、協議した上で、締結するものとする。また契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴している場合であっても、あらためて本見積りを徴取する。

委託費の支払いについては、原則、業務完了後一括支払いとするが、必要に応じて協議するものとする。

特別な理由により最優秀企画提案者と契約が締結できない場合は、他の事業のうち、企画提案が優れた者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した事業者と契約を締結する。

11 その他留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次のことに留意すること。

(1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(2) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出期限までに企画提案書等の提出がなかったもの、企画提案書等に虚偽を記載したもの及びプレゼンテーションに不参加のものは失格とする。

- (4) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則認めない。
- (5) 本市に提出された書類は返還しない。
- (6) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を使用又は公表することができるものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

12 事務局

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとする。

五島市 教育委員会 教育総務課 生涯学習推進班 担当:岡村・鍋内

〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1

TEL:0959-72-7800(直通)

FAX:0959-72-5858

E-mail:okamura-a@city.goto.lg.jp